

豊山学報・第六六号
弘法大師御誕生千二百五十年
記念特別号 抜刷
令和五年三月発行
真言宗豊山派総合研究院

頼瑜教学の東国伝播
—頼縁の鎌倉下向をめぐる—

坂本正仁

頼瑜教学の東国伝播―頼縁の鎌倉下向をめぐる―

坂 本 正 仁

はじめに

中世後半の真言宗は根来寺・高野山の両教相本寺を軸として、そこに交衆して新義・古義の教相を修学する全国各地からの僧侶集団を組織化することで、独自の教団が形成されていった。この教団は近世初期になり政治権力に公認されることで、新義真言宗・古義真言宗を公称し、両派並立の体制が確立する。両教団は醍醐寺・仁和寺などの事相本寺を核とし、事相本寺が古代以来創始、発展させてきた法流の授受を介して形成される法系集団とは編成の基本原理を全く異にしていた。このような体制の形成を考察しようとする時、新義真言宗ならば新義教学の祖とされる頼瑜の教学は、いかなる契機によって、いつ頃から全国への展開を見せ始めたのかということが問題になろう。

頼瑜思想の鎌倉への紹介、伝播において、その主要著述類を携行して鎌倉に下り、さらに関東や陸奥にまで足を伸ばして講述や伝授を行った頼縁の役割が大きかったことは、諸処に伝来する頼瑜著述類の転写過程を検討した時には了解されるはずである。^①しかし、本格的な頼瑜伝記の研究に先鞭をつけた三浦章夫氏の「中性院

「頼縁法印年譜」⁽²⁾ や小笠原弘道氏の「頼縁僧正年譜」⁽³⁾ は、頼縁の鎌倉下向について言及することはない。

一方、これまで頼縁伝の根本史料となってきた蓮徹作『結網集』（天和三年自序）中巻の頼縁伝中でも、頼縁を介した頼縁思想の伝播があつたことには言及がない。更に『結網集』は数人の頼縁門弟の略伝を載せるが、その中に頼縁の名は見られない。鎌倉下向後は恐らく根来に戻ることなく、東国で没した頼縁の事績は殆ど忘却されていったのであろう。頼縁の事績について始めて言及したのは櫛田良洪氏である。⁽⁴⁾ 頼縁が永仁三年（二九五）九月に鎌倉佐々目の頼助住坊に來た事、頼縁の活動は鎌倉に留まらず、関東各地さらには陸奥にまで及んだ事、頼縁がもたらした頼縁著述の写本は儀海により転写され、さらに尾張真福寺開山能信らの転写があつた事、頼縁より相承の実勝方・中性院流を鎌倉にもたらした事、さらに金沢文庫の聖教裏文書に頼縁書状が遺ることを根拠に、頼縁自身も鎌倉に下向したことがあつた事、⁽⁵⁾ 等について簡単に言及している。しかし大伝法院僧徒としての頼縁、頼縁の下向と頼縁の関係、頼縁には良殿・頼淳・順繼ら、後に頼縁の事相・教相面での後継者として名を残す弟子らが居たにも拘らず頼縁が下向した理由などには全く触れていない。

頼縁関係の史料は乏しく、多くを頼縁が携行した頼縁著述類を他僧が転写した際の識語に抛らざるをえない。頼縁著述類の書写を介して、頼縁教学が伝播、普及するには当然ながら様々なケースがあつたが、その中で頼縁の東国での講筵や授法活動と、頼縁の許での儀海の書写活動、更に能信らによる儀海転写本の書写活動⁽⁶⁾ は、鎌倉末期から南北朝期にかけて時代の頼縁教学展開の画期をなしている。以下、管見に入った史料をもとに頼縁の事績をたどることにしたい。

一 頼縁について

後述するように頼縁の鎌倉下向は永仁三年（一二九五）三月から八月の間であるが、まずそれ以前の頼縁の活動を見ておきたい。管見の限り、頼縁の俗姓、生地、出家の年次や師僧、高野山大伝法院に入る経緯などを示す史料は確認されていない。後世の史料であるが、関東相模を中心に展開した三宝院流（実勝方・中性院流）の系譜を印融が明応二年（一四九三）頃に編んだ「三宝院伝法血脈」の第廿八代祖頼縁法印德行并附法弟子（『続群書類従』第二八輯下）に「頼縁法印、鎌倉佐々目谷居住也、自弘安二年至永仁三年、於根来寺中性院随頼瑜法印、伝事相之源極、習教相之淵底之人也」とある程度である。史料の性質から当然であろうが、鎌倉に下る前の頼縁は、高野山や根来寺で中性院頼瑜に就いて学び、事相・教相両面の奥旨を極めたとして器量の高さが称揚されている。

頼縁は弘安二年（一二七九）九月二十二日に南都の般若寺密厳院にて、頼瑜が報恩院憲深から伝授された十八道の口決を纏めた「野道鈔」を書写しているが、その奥に「金剛佛子縁成生改頼縁年廿六」と自署している^⑦。この記載から頼縁は初名を縁成と称し、二十六歳の時に改名したことが判明する（以下、必要以外は頼縁に統^⑧）。また年令から逆算すると建長六年（一二五四）に生まれ、頼瑜よりも二十七年年少であったことになる。当然であるが、この年以前の書写奥書は全て縁成となっている。因みに、「大法師縁成」は弘安二年四月二十八日に南都根本成身院で頼瑜から伝法灌頂を受けている^⑧。頼縁は頼瑜の附法の弟子となり、その一字を系字として用いて改名し、「野道鈔」の書写を許されたのであろう。頼縁の字は伝わらないが、建治三年（一二七七）六月に書写した「大疏處分義短冊」奥書には「豎者縁成播磨□」^⑨とあり、先述の「中性院法印頼瑜灌頂資記」は縁成に「号播磨」と注記するので、頼縁は播磨の卿名を字として用いていたのであろう。

二 鎌倉下向以前の頼縁

頼縁の事績として確認できる初例は、文永九年（一二七二）八月以前に高野山大伝法院の学生供に選ばれたことである。仁和寺真光院の禅助が大伝法院座主職にあつた時、彼は大伝法院方の入寺権学衆の中から選ばずる学生供三口を設けて、院領である山崎荘からの得分を支給して一層学道稽古に精進させることを大伝法院三綱に命じた。初度の三人に選ばれたのが頼縁・実算・盛紹であり、各には三斛六斗の供料が支給された⁽¹⁰⁾。最初の学生供に選ばれたことは、頼縁が早くから修学能力に秀でていたことを評価されていた証左といえよう。しかしながら、その後の事績はほとんどを頼縁自身の書写識語、あるいは彼が所持していた頼縁著述写本を書写した余僧の識語に拠らざるを得ない。

頼縁は遅くとも二十三歳以前に大伝法院方の入寺権学衆の地位に就いていた（実算は文永九年時点で三十二歳であつた）。覚鏝が定めた大伝法院の所司によれば、三十六人の学衆（山籠）の下位で、五十人の夏衆の上位に権学衆七十人がおり、その中の三十人は入寺に補されることになっているので、頼縁ら三人の入寺権学衆はこれに相当しよう⁽¹¹⁾。なお頼縁と同時に学生供に選出された実算・盛紹はその後も根来寺内で活動し、正安元年（一二九九）十二月二十六日に始行された根来寺の豎義では、探題と精義を右学頭の頼縁が勤め、山籠職の実算と盛紹は問者役を勤めている。実算は、その後根来寺宝積院の住持となり、元応二年（一三三〇）十一月二十五日には同寺密厳院院主に補任され、さらに左学頭をも兼ねたが、元亨元年（一三三二）八月二十二日に七十七歳で没している⁽¹⁴⁾。大伝法院所司は頼縁が山籠から学頭に補されたように、その器量にしたがい昇進する制度であつた。実算・盛紹が権学衆から権学衆入寺、さらに学衆（山籠）に昇つたのも、将来を嘱望されて最初の学生供に選ばれた彼

らにとつては順調な昇進であつたといえよう。鎌倉下向以前の頼縁も同様な道を歩んでいたものと推測される。次に鎌倉に下向し、佐々目谷の禅室に居住していることが確認される永仁三年（一二九五）八月までの様子をみたい。先ず建治三年（一二七七）六月に頼縁は高野山大伝法院御社の堅義に堅者を勤め、「大疏処分義短冊」を記しているのが注目される⁽¹⁵⁾。

この時以外に頼縁が堅義に出仕した史料は遺されていないが、当時大伝法院では伝法会を始めとして修学、祈願、追善などの様々な行事が執行されており⁽¹⁶⁾、談議・堅義・論議や曼荼羅供などが修されていた。頼縁も様々な役に出仕したり、教相・事相修学の席に連なり研鑽を積んでいたものと思われる。この年の十一月から翌弘安元年（一二七八）二月にかけては醍醐寺の住房である中性院に滞在していた頼縁に随従して、縁成は頼諭主著の一つ「釈論開解鈔」の書写に励んでいるが、書写は間断もあつたが弘安九年（一二八六）まで続いている⁽¹⁷⁾。

弘安二年（一二七九）四月には先にも触れたように、南都の根本成身院で二十六歳の縁成大法師は頼諭に伝法灌頂を授かり阿闍梨となつており、印融が「三宝山伝法血脉」で「於根来寺中性院随頼諭法印、伝事相之源極、習教相之淵底之人也」と評するのは当を得ている⁽¹⁸⁾。

頼縁はその後事相・教相両面にわたる頼諭著述類の書写を続けている。弘安二年九月には南都般若寺密嚴院で「野道鈔」「野金鈔」「野胎鈔」「野火鈔」を書写した⁽¹⁹⁾。同六年（一二八三）五月二十一日には、頼縁が道猷に灌頂を伝授した時に、「頼縁大法師」は道場の讚衆を勤めている⁽²⁰⁾。同年六年七月から十二月にかけては、高野山の聖無動院及び中性院で「菩提心論愚草」第一〜第四⁽²¹⁾、翌七年（一二八四）四月には金峰山寺で「秘鍵草」⁽²²⁾、さらに三十歳となつた弘安九年（一二八六）五月から六月にかけては、高野山実相院及び中性院で、先年の醍醐寺における書写に漏れた「釈論開解鈔」八・十六・十七・十八巻を書写した⁽²³⁾。このように頼縁は頼諭著述類を中心に旺盛な書写活動を続けていたが、頼諭が早くから書写を許していることは、頼縁の器量を認めていただけで

なく、附法の弟子になったことで事相・教相両面で将来を担う人材として期待していたからであろう。そうした中で、弘安九年七月二十四日に高野山上の大伝法院方にとって、歴史を変える大騒動が発生した。所謂大湯屋騒動の勃発である。

仁治三年（一二四二）に発生した金剛峯寺方との衝突で、大伝法院方は伝法堂を始めとする伽藍を焼かれた。その後、徐々に伽藍は復興されていったが、弘安九年には大湯屋の再建に取りかかっていた。しかし、金剛峯寺側はその規模を異例として大伝法院に押し寄せ停止させようとしたため、両方僧徒の争いに発展したのである。この事件は以前から続いていた両勢力の対立が大湯屋再建を機に表面化したものであり、再建される湯屋の規模は以前のもので変わらず、金剛峯寺方の主張は事実に戻っていた。

この事態に直面して、大伝法院の僧徒らは同年正月に右学頭職に就いていた頼瑜らが中心となって高野を離れ、覚鑿の故地である根来の円明寺に移り一層の混乱を避けた。一方の金剛峯寺方は同年八月付で一四二人の僧徒が連署し、末代に亘り大伝法院方僧徒の高野帰住を認めない旨の置文を作成して対抗したのである。⁽²⁴⁾この騒乱の中で、頼縁も頼瑜らに随従して根来に移ったと思われる。しかし、弘安九年六月十八日に高野山の中性院で「釈論開解鈔」を書写してから永仁二年（一二九四）十二月までの八年間は、書写識語に限らず頼縁に関する史料は一つも確認されず、動向を知ることとはできない。

三二 鎌倉下向の決定と準備

しばらく行方の途絶えた頼縁であるが、永仁二年十二月二十九日に根来寺で頼瑜草本の「薄草子口決」第一の書写を終了させていることが確認され、それから後の三カ月ほどは同寺中性院で以前に増して活発に頼瑜著

述類の書写に励んでいる。この時に書写されたのは「薄草子口決」「瑜祇経拾古鈔」そして「大疏指心鈔」など事相・教相の主要書目である。ともかく頼縁は書写に猛進したが、自らの書写だけでは想定の期間内に完了できないと判断したのであろうが、頼諭門下僧の仁恵に助筆を願い出て書写を急いでいる。仁恵は大炊御門中將季道の子息であり、永仁元年（一二九三）十一月一日四十九歳で頼諭から伝法灌頂を受けていた。⁽²⁵⁾ 仁恵は永仁二年十二月二十九日に「瑜祇経拾古鈔」下巻の書写を了えたが、これは頼縁から依頼されたもので、九カ日を以て上中下三巻の書写を成就したと奥書に記している。翌三年（一二九五）正月四日になって頼縁はこれに校点を加えている。⁽²⁶⁾ なお仁恵の奥書からすると、頼縁は永仁二年十二月の暫く前から根来寺に居たことになる。

仁恵の書写は「瑜祇経拾古鈔」だけではなかった。永仁三年二月上旬には播磨阿蘭梨頼縁より「大疏指心鈔」全十六巻の書写を依頼されている。仁恵は五十日間を擁して、同年閏二月十五日までに十巻までを書写し了えたが、さらに最終十六巻の書写が完了したのは同年三月十一日のことであった。⁽²⁷⁾ 「薄草子口決」「大疏指心鈔」の書写をもって頼縁の根来寺における助筆を交えた頼諭主要著類の書写は了えているが、一般的な書写活動とは様相を異にしており、これには特別な意図があつたように思われる。

永仁三年三月までの短期間に書写された頼諭主要著述の他に、先述のように頼縁は大湯屋騒動が勃発する前に、高野山内で頼諭の「釈摩訶衍論」「菩提心論」の注釈書である「釈論開解鈔」「菩提心論愚草」等を書写していた。これらを加えると、永仁三年三月の時点で頼縁の手元には教相・事相（憲深伝受の三玉院流）の基本書にかかわる頼諭の理解・解釈、思想が籠められた著述類が蓄積されていたわけである。見方を変えるならば、これらの諸書を通覧すれば、頼諭の思考する真言密教思想、三宝院流伝授内容を理解できるわけである。これら頼縁の手元に集積された写本は東国にもたらされ、頼縁の元で儀海が書写していることから推せば（儀海の書写本はさらに真福寺開山能信により書写され大須の真福寺に伝来）、先述した短期間における一連の書写活動は、頼諭著述

の鎌倉流布を企図した東国下向に携行するための準備と見做して大過はないであろう。

この旺盛な書写の意図を窺える史料に、頼瑜所持本を頼縁が書写し、さらに儀海、能信と転写された「薄草決(薄草紙口決)」第一の奥書(28)があるので紹介したい。

(頼瑜・憲深奥書略。引用中の傍線は坂本)

写本云

永仁二年十二月廿九日、於紀芻根来寺以中性院草本ヲ書写畢、

師主仰云、此抄ハ是レ親リ先師ノ御口決ノ故ニ、予伝法門弟雖有リト其ノ数ス、未授与、而ル今ニ依感ル山川往復之懇志ヲ、猥ク与唯授一人之抄記、縦ヒ雖為入室之同侶不可許之、若背此ノ旨ニ者已ニ似輕スル師命ヲ、定違佛

意者欤云々、

頼縁(龍華寺本は「金剛仏子頼縁署名」)

意訳するならば、永仁二年(一二九四)十二月二十九日に根来寺において、中性院頼瑜師筆の草本を以て書写し了えた。この時、師主頼縁が申すには、此の「薄草子口決」は自分が先師憲深の御口決を記したものである。自分には伝法上の門弟は数多いが、未だ誰にも授与していない。しかしながら頼縁の近々の「山川往復」の厚志に感じて、ただ一人(頼縁)に授与するものである。たとえ入室の弟子であっても、この抄記を書写させ授与してはならない。もしこの旨に背くならば、師命を軽んじるもので、仏意に背くことである、のようになる。

文中には理解し難い点もあるが、頼縁は頼縁が申し出た「山川往復」の懇志に感動して、伝法の門弟でもみだりに授与せず「唯授一人」の書である「薄草子口決」の書写を許可した(頼縁が助筆を交えた全二十帖の書写を完了するのは永仁三年閏三月である)。そして「山川往復」とは、その後の頼縁の行動から判断して、頼瑜の主要著述類を携えて鎌倉に下り、その講述、伝授や転写を介して頼瑜思想を流布させようとする試みであったと判断できよう。頼縁が「山川往復」を志望し、それを頼縁に告げた時期は定かでないが、永仁二年十二月二十九日よ

りも差程前とは思われない。なお、永仁二年十二月二十九日は先に触れたように、頼縁が仁恵に依頼していた、頼瑜の事相主著の一つ「瑜祇経拾古鈔」三巻の書写が完了した日でもあった。

なお、先の奥書は理解の仕方によつては、主要著述類の流布を通じた頼瑜思想の鎌倉展開を企図したのは頼瑜自身であつたが、自身は高齢なため（永仁三年に頼瑜は七十歳）下向は無理なので、諸門弟らに任務遂行を打診したが、門弟中でも最年長であつた頼縁が応じた、とのように理解することも可能であろう。⁽²⁹⁾しかし、そうであつたならば、頼縁の下向は頼瑜の関係史料中に何らかの痕跡を遺していても不思議でないが、先の奥書を除いて見られない。ここでは大伝法院方の僧徒で俊秀の評価を得て、「三宝院伝法血脈」の云うように、頼縁から永年にわたり教相・事相両面の教導、伝授を受けていた頼縁が、師主頼瑜の永年に亘る研鑽の結果樹立した、東密の先学諸師らとは異なる教相上の独自の解釈、理解や憲深が絶賛した自らの三宝院流聖教伝受した時の高度で詳細な内容を纏めた著述類を、積極的に武家政治の拠点として新たな仏教、文化の拠点となつていた東国鎌倉へもたらし、その流布を企図したのではないかと考えておきたい。頼縁にとつて、頼縁の志望そして実行は、師僧にとつて名利に尽きるものであつたはずである。

なお、頼縁の下向と同時期に、東国では宥祥（妙静上人）が「大日経疏」の講筵を重ねていた事実は注目されよう。宥祥は永仁三年に東寺大勧進憲静（願行上人）の招請で東寺で「大日経疏」談義のため上洛したが、程なく同四月に憲静が没したため関東に下り、永仁五年（一二九七）六月頃には下野衣寺、嘉元三年（一二三〇五）頃には鎌倉理智光院で「大日経疏」の講伝を重ねたが、嘉暦二年（一二三二七）四月十七日に理智光院に寂した（贈僧正宥範發心求法縁起）。彼は「大日経疏」伝授の伊豆方、法流意教流願行方の一派伊豆方の祖であるように、伊豆走湯山の僧であり高野山で修学し、さらに諸僧に「大日経疏」を伝授して、その伝授の権威となつた僧である。弟子も多く高野山宥快の師有甞もその一人であつた。「大日経疏」の注釈に邁進し大部の書を著した頼瑜の門弟頼

縁にとつて、東国で活動していた宥祥の存在は刺激となつたであろう。直接的な史料には恵まれないが、頼縁の下向契機を宥祥の「大疏」講伝活動に関係づけて考察することは無意味ではないであろう。

四 頼縁の鎌倉下向と居住地をめぐつて

頼縁の動向を追うと、永仁三年（一二九五）三月十一日に根来寺で仁恵に依頼した「大疏指心鈔」十六巻分の書写が終了しているので、同時点で頼縁は根来寺に居た。しかし、同年八月二日に鎌倉佐々目の住房で「秘鈔口決」第一を書写していることが確認されるまで、頼縁の動向は明らかでない。よつて「山川往復」たる鎌倉下向はこの間のことであつた。なお同年六月十六日に「頼縁」が「後七日御修法由緒作法」「後七日口決」を書写している⁽³¹⁾。同僧を播磨阿闍梨と見做せば、下向の日限は一層限定できようが、識語には本奥書、書写の場所などは記されず判断は留保せざるをえない。

頼縁が鎌倉で先ず居を定めたのは佐々目谷であつた。同所には遺身院があるので、その僧坊に落ち着いたのであろうが、遺身院に滞留することになつた理由は明らかでない。恐らく頼縁の人脈によつたものと推測される。永仁三年当時の同院住持は頼助（若宮上綱。初名は頼守）であつたが、頼助の法系は頼縁のそれに近いものがあつた。頼助の師守海（文永三年（一二六六）正月没）は長らく遺身院住持に在つたが、寛元元年（一二四三）七月二十五日に鎌倉北斗堂で報恩院憲深（弘長三年（一二六三）没）から醍醐流・報恩院流を相承した⁽³²⁾。頼助はこの守海から同流を相承しているのである。頼縁が晩年の憲深から報恩院流の伝受に没頭していたことは周知のことだが、さらに頼縁は憲深没後の文永五年（一二六八）十二月八日に、その正嫡実深から具支灌頂を受けている。頼縁は報恩院流佐々目方を厳雅（厳増）から受けているが、厳雅は鎌倉北斗堂で守海が憲深に伝受の時に持金剛

衆を勤め、建長六年（一二五四）六月十九日に守海が信成に授法した時には、色衆として呪願・嘆徳を勤めていたように、⁽³⁵⁾ 嚴雅を介して頼助の師僧守海に連なっていた。北条経時の子で佐々目大僧正と呼ばれ、法務、東寺二長者等を歴任し、円教寺・遍照寺・鎌倉若宮別当職などに補任されて、鎌倉だけでなく真言宗内に大きな権威を振った頼助の住する寺院に落ち着いたことは自然ともいえよう。

頼助は永仁三年七月二十八日に遺身院で、西院流を元瑜に受法したが、翌永仁四年（一二九六）二月二十八日に没した。⁽³⁶⁾ この時頼縁は「若宮上綱」頼助菩提のために、鎌倉泉谷の多宝寺に留まり、三月二日までに宝篋院本の「鶴林鈔」⁽³⁷⁾ 及び「別尊雜記」⁽³⁸⁾ を書写している。自分の居住を受容してくれたことへの感謝ともいえようが、また頼諭を通じて頼縁の下向と宿所提供の便宜を計るように依頼があったことの証左になるのではないか。

五 頼縁の東国での活動

鎌倉に下つてからの頼縁の動向は、史料の制約があり詳述することはできない。彼が携行してきた頼諭著述等の書写本を、下野金剛福寺開山の鏝海の弟子儀海が諸所で転写した時の識語を通して知られることがほとんどである。⁽³⁹⁾ それらを整理して年次順に掲げ頼縁の活動を見ていきたい。

・永仁三年（一二九五）八月二日 佐々目谷にて宝篋院本を以て「秘鈔口決」第一を書写する（真福寺文庫所蔵「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉）。

・同三年九月 この月三日、佐々目谷にて宝篋院本をもって「秘鈔三卷口決抄」（真福寺文庫所蔵「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉）、同十五日に「諸尊法」を書写する（『金沢文庫古文書』第十一輯、一三〇六号）。

・同三年十二月 佐々目谷禪室にて、二日に宝篋院本「醍醐正流三宝院灌頂私日記」（『真福寺善本目録 続輯』

三三二頁)を、十日に同院本「秘鈔口決」第十二(真福寺文庫所蔵「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉)を書写する。
・同四年(一二九六)一月十一日 佐々目僧坊にて「秘鈔口決」第二を書写する(真福寺文庫所蔵「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉)。

・同四年三月二日 「權律師頼縁」、同年二月二十八日に「若宮上綱」頼助死去のため、暫く鎌倉泉谷の多宝寺に留まり、この日その菩提のために宝篋院本「鶴林鈔」「別尊雜記」の書写をおえる。

・同四年三月 鎌倉菩提谷にて宝篋院本を以て、四日に「秘鈔口決」第十二(真福寺文庫所蔵「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉)、五日に同第四真福寺文庫所蔵(「秘鈔口決目録」〈三八合一四号〉)を書写校合する。

・嘉元四年(二三〇六)一月、徳治二年(二三〇七)六月六日 儀海、頼縁の居住する武蔵国由井郷横河の慈根寺を訪れ、頼縁所持の「菩提心論愚草」「秘蔵開藏鈔」「秘鈔聞書」「即身義愚草」「大疏指心鈔」「二教論愚草」等の頼縁著述類を書写するが、「秘鈔聞書」は伝授も受ける。頼縁がいつ頃から同寺に居住したかは不明であるが、儀海の頼縁所持本の書写はこの時が最初である(各書は大須真福寺・智積院新文庫所蔵)。

・徳治二年(二三〇七)六月二十五日、八月 頼縁、鎌倉大仏谷に留まるが、儀海、同所にて頼縁書写本を以て「二教論愚草」「吽字義秘訣」を書写する。

・徳治二年九月 頼縁、武蔵国由井郷横河に往き、「二教論愚草」上巻中を書写する。

・徳治三年(二三〇八)五月 頼縁、鎌倉大仏谷に留まるが、儀海、同所にて頼縁書写本を以て「薄草子口決」第一「瑜祇経拾古鈔」「瑜祇経立印」等を書写する。

・延慶四年(二三二一)四月 真海、高塚の禅坊にて頼縁書写本の「薄草紙口決」第一を書写する(『真言宗智山派所属寺院聖教撮影目録』三卷五〇頁)。高塚の場所は特定できないが、この頃頼縁は慈根寺に居た。

・応長元年（一三二一）十月 儀海、この月二十四日慈根寺にて「金界発慧集」、二十九日に武蔵由井大幡永徳寺にて「胎蔵入理鈔」「金剛界奥義集」（大須真福寺所蔵）を書写する。

・正和元年（一三二二）六月十九日 儀海、武蔵由井南河口の長楽寺における談議の時「即身成仏義顯得抄」を書写する。

・正和二年（一三二三）十月～十二月 頼縁伝法の資である実真、頼縁所持の「野道鈔」「野金鈔」「野胎鈔」「野火鈔」を書写する。場所は不記。各鈔は弘安二年（一二七九）に大和の般若寺密厳院にて書写したもの。実真は実勝方・中性院流における頼縁の正嫡で、後に称名寺四代となる。

・元保二年（一三二八）三月二十日～五月 儀海、「先師法印頼一（縁）遺跡」たる陸奥小手保川侯の宿坊（甘呂寺）にて、頼縁所持本の「釈論開解鈔」「十住心論引文」「十住心論愚草」「十住心論勘注」等を書写する。

・元応元年（一三二九）閏七月 儀海、この年四月より陸奥小手川保川侯に滞在し「先師法印（頼縁）」本を以て「十住心論六引文第二」を書写する。

・元亨二年（一三三二）四月～同三年八月 儀海、「陸奥国小手保河侯坊（甘呂寺）」に赴き、「先師法印頼一御本」を以て「十住心論愚草」「十住心論勘抄」等を書写。

六 頼縁授受の法流をめぐって

頼縁は頼縁教学の東国伝播に役割を果たしたただけではなかった。事相伝承の面でも東国に足跡を残した。印融が「三宝院伝法血脈」で頼縁を「於根来寺中性院随頼縁法印、伝事相之源極、習教相之淵底之人也」と評したことは、何度か紹介したが、『密教大辞典』所収の「密相相伝各流」中から頼縁―頼縁の相承が見られる法流

を確認すると次の通りである。

①報恩院流実深方 頼瑜—頼縁—儀海—信瑜—任瑜—政祝……（大須宝生院相承）

②報恩院流佐々目流 憲深—守海—嚴雅—頼縁—良殿—聖憲……（根来相承）

（嚴雅は鎌倉北斗堂で守海が憲深に伝受の時持金剛衆を勤（報恩院入壇資）三七四頁）

③報恩院流儀海方 鏗海—儀海—能信—信瑜—任瑜……（大須宝生院相承）

頼瑜—頼縁

④実勝方・中性院流 実勝—頼瑜—頼縁—実真—等海—義印……印融……（関東流布）

これらの中で最も注目されるのは、金沢称名寺四代となる実真が受法し、⁽⁴⁰⁾さらに印融の相承を通じて、近世にまで現在の横浜・川崎市域を中心とする南関東に展開した④の実勝方・中性院流である。この法流の印融までの展開の様子は、印融が編んだ「三宝院伝法血脈」に詳しい。

七 頼縁の没

東国に下り、頼縁の教学思想の伝播に努めた頼縁の最後については年月、入寂の地などは伝わらない。「三宝院末資実真」は正和二年（一二三三）十月から十一月にかけて、「師主法印御房頼縁」の御本を借覧して「野道鈔」「野金鈔」「野胎鈔」「野火鈔」を書写している。管見のかぎりでは、これが頼縁の生存を確認できる最後の史料である。しかし五年後の文保二年（一二二八）三月二十日から五月二十八日にかけて、頼縁が東国にもたらした頼縁著述類の書写を精力的に重ねてきた儀海は、「先師法印頼一遺跡」の陸奥国小手保河侯宿坊甘呂寺で、頼縁御本を以て「釈論開解鈔」十八を書写している。⁽⁴¹⁾先師法印・遺跡の呼称は既に頼縁が没していたこ

とを示していよう。元応二年（一三三〇）正月になると儀海は根来寺上り、二十五日に中性院で「十住心論愚草」を书写したが、その十卷下の奥書識語には「祖師中性院并先師法印奉廻向御菩提」と記している。⁽⁴²⁾ 祖師頼瑜と先師頼縁の菩提のために回向する意であり、頼縁は正和二年十月から文保二年三月までの間に没していたことを確かにいよう。頼縁は建長六年（一二五四）の出生であるから仮に文保二年の没とすれば、享年は六十五歳で奥州白河の小手保河侯坊甘呂寺に生涯を閉じたことになろう。

頼縁の師僧頼瑜は、頼縁が永仁三年（一二九五）半ばに鎌倉に下つてから八年余りの嘉元二年（一三〇四）元旦に七十九歳で没した。頼瑜が頼縁の活動をどのように評価していたのか、また頼縁がいかなる情報を頼瑜に寄せていたのか等は全く定かでないが、否定的な評価はあり得なかつたであろう。

江戸時代初期に、かつては根来寺学侶方の能化、妙音院主玄嘗の門下であり、当時は近江国坂田郡惣持寺の住持に就いていた実海が纏めた「根来寺教相相承之次第」⁽⁴³⁾に頼縁の名は見出せないが、共に学生供に選出された実算は頼瑜門下に掲出されている。実算が根来寺宝積院住持となり左学頭に昇つたので不思議ではないであろうが、実算や盛紹が書写した頼瑜の著述は一冊も知られていない。若くから俊秀を評価され、大伝法院所司内における昇進も順調であつた頼縁も、根来寺で活動が続けていたならば、根来寺の教相史上に名を遺す可能性は高かつたであろう。壮年で鎌倉に下り、根来に戻らず頼瑜教学の普及に尽くして東国で生涯を終えたため、余り注目されることはなかつたものと思われる。しかし、彼のもたらした頼瑜主著は儀海、次いで能信らの転写を介して広く流布することになった。その功績は称揚すべきであろう。

註

(1) 坂本正仁「頼瑜直門の書写活動―頼瑜と頼縁・良殿・頼淳ら―」（『中世宗教テキストの世界へ』名古屋大学大学院文学

研究科、二〇〇二）、赤塚祐道「中世根来寺における書写活動―良殿と頼縁―」（『密教学研究』四六号、二〇一四）。また新義真言宗史研究会編・坂本正仁監修『中性院頼縁年譜』永仁二年十二月二十九日条で、頼縁の鎌倉下向に関する史料を紹介している。

(2) 『密教論叢』二〇号、一九四〇。

(3) 智山勸学会編『中世の仏教―頼縁僧正を中心として―』二〇〇五。

(4) 『真言密教成立過程の研究』第二編第六章関東に於ける東密の展開、第五節新義教学の発展（三）新義教学の受容、一九六三。

(5) この榑田良洪の頼縁鎌倉下向説は問題である。中性院頼縁と同時期に、鎌倉で活動している僧に吉田僧都頼縁がいる。彼は吉田少納言俊氏の子息で、初名を嚴宝といい二十四歳の弘安五年（一二八二）十一月に元瑜、正応三年（一二九〇）五月三日に頼助から受法しているが、同年二月十二日に頼明が頼助に鶴ヶ岡別当坊で受法した時には色衆として神供を勤め、嘉元元年（一一三〇）十二月に頼昌が元瑜に受法した際には色衆として護摩を勤めた（『血脈類聚記』第十二・十三）。また中性院頼縁没後の活動になるが吉田僧都とは別人で、延慶元年（一一三〇）十一月二十二日（二十八歳）に元瑜から佐々目で受法した僧に字を伊予と号する頼縁がいたように（『血脈類聚記』第十二）、中性院頼縁の活動時期に複数の同名僧を確認できる。金沢文庫所蔵の頼縁書状は吉田僧都頼縁の可能性が強いため、註1の新義真言宗史研究会編・坂本正仁監修『中性院頼縁年譜』では、中性院頼縁の事項として採り上げなかった。

(6) 儀海については細谷勘資「儀海の布教活動と中世多摩地方」（『八王子の歴史と文化』一九八九）、藤田定興「小手保川侯への真言教学普及と儀海」（『福島史学研究』五二号、一九九〇）、川澄祐勝「儀海上人と高幡不動尊金剛寺」（『多摩のあゆみ』一〇四号「特集多摩の名僧」二〇〇一）等の論考がある。儀海さらに能信らの書写活動と意義については、阿部泰郎が「真福寺聖教の形成と頼縁の著作―能信を中心とする新義真言教学の伝流―」（『頼縁僧正七百年御遠忌記念論集新義真言教学の研究』平成十四年）で詳述している。

(7) 高野山釈迦文院所蔵同書奥書（『特別展中世よこはまの学僧 印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―』二六六頁、横浜 市歴史博物館、一九九七）。

- (8) 「中性院法印頼諭灌頂資記」（大須観音真福寺文庫四一合五四号）。
- (9) 『真福寺善本目録 続輯』五一頁。
- (10) 頼豪『東草集』六（『統真言宗全書』三二卷）所収、八月二日付「文永年中貫首真光院禪助御時被置三口学生供御教書文」。禪助は醍醐寺所蔵「大伝法院座主補任次第」（坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について―紹介と翻刻―」〈豊山教学大会紀要〉一六号、一九八八）によれば、文永十年（一二七三）二月に座主職を兼助に譲っている。八月の最下限は文永九年（一二七二）となる。また『東草集』は正平十六年（一二六一）作の文を載せるように後世の編纂であるので、縁成でなく当時伝承されていた名前の頼縁に改めたのであろう。
- (11) 『根来要書』長承三年（一一三四）六月四日付「請官符状」。
- (12) 『東草集』六所収。
- (13) 字は賢広房。五十一歳の永仁三年（一二九五）八月二十九日に根来寺中性院で頼諭に受法している（「中性院法印頼諭灌頂資記」大須観音真福寺文庫四一合五四号）。
- (14) 醍醐寺所蔵「密嚴院院主補任次第」（坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について―紹介と翻刻―」〈豊山教学大会紀要〉一六号、一九八八）・『東草集』二所収「宝積院学頭律実師算三十三年諷誦文」。
- (15) 大須観音真福寺文庫所蔵同書奥書（『真福寺善本目録 続輯』五一頁）。
- (16) 牧野淳司「高野山における大伝法院方の唱導資料『寺役転輪集』について」（佐藤彰一・阿部泰郎編『中世宗教テクストの世界へ』二〇〇二）によって、建治二年（一二七六）当時執行されていた行事を知られる。
- (17) 『真福寺善本目録 続輯』五九・六三・六四・六五・六八・七一・七二頁。
- (18) 印融は「三宝院伝法血脈」（『統群』二八輯下）の「第廿七代祖頼諭法印德行并附法弟子」で、頼縁は永仁二年（一二九四）中に根来寺中性院で頼諭から三宝院流の伝法灌頂を伝受したと記しているが、これは「中性院法印頼諭灌頂資記」には見えない。誤記と思われるが、その根拠については新義真言宗史研究会編、坂本正仁監修『中性院頼諭年譜』の永仁二年「この年」項で触れた。
- (19) 高野山釈迦文院所蔵同書奥書（『特別展中世よこはまの学僧 印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―』二六五〜二六六

頁、横浜市歴史博物館、一九九七。

(20) 「中性院法印頼瑜灌頂資記」(大須観音真福寺文庫四一合五四号)。

(21) 大須観音真福寺所蔵同書奥書(『真福寺善本目録 続輯』一三八・一三九頁)。

(22) 大須観音真福寺所蔵同書奥書(『真福寺善本目録 続輯』四七四頁)。

(23) 大須観音真福寺所蔵同書奥書(『真福寺善本目録 続輯』六三・六六・六七頁)。

(24) 『中性院頼瑜年譜』弘安九年七月・八月条参照。

(25) 『中性院法印頼瑜灌頂資記』(大須観音真福寺文庫四一合五四号)。

(26) 大須観音真福寺所蔵同書奥書(『真福寺善本目録 続輯』二二五頁)。

(27) 大須観音真福寺所蔵同書奥書(『真福寺善本目録 続輯』二六・三三頁)。なお一連の書写識語を見ると、仁恵の書写識語は十六巻中の十・十六の両巻にのみ見え、他には頼縁の書写識語が記されている。一見すると両巻以外は頼縁書写と理解されようが、仁恵は十六巻識語で播磨阿闍梨(頼縁)の依頼で全十六巻分を書写したと明記するので、実際には仁恵の書写であった。本例のように依頼した僧の書写とも解せる識語を載せることは、聖教類の識語にはしばしば見られる。また永仁三年閏二月十四日に、頼淳が根来寺中性院で「薄草子口決」最終巻二十巻を書写しているが、以前の巻数には頼縁書写の識語がある。この書も頼縁が鎌倉に携行し、やがて能信により書写されている。「薄草子口決」の場合も頼淳の助筆があったようである。

(28) 智積院新文庫所蔵(『総本山智積院新文庫目録』三二二頁)。本書は智積院二代能化祐宜の所持本であり、永享十年(二四三二)書写の第一帖と天文二年(二五三三)書写の二・二十帖の都合二十帖から成る。また大須文庫真福寺にも伝来するが、第一帖は残欠で奥書は不明である。さらに横浜市龍華寺にも所蔵されるが、これは印融が明応九年(二五〇〇)に書写したものを転写したもので、最終の書写年は正徳四年(二七一四)である(『特別展中世よこはまの学僧 印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―』二八二頁)。

(29) 永仁三年の時点で頼縁は四十二歳である。頼瑜入室の弟子で、頼瑜没後に大伝法院学頭についた五坊良殿は三十四歳であった。良殿の実弟で(『束草集』四「結縁灌頂乞戒文」高野金剛院弘覚
高野金剛院弘覚)後に根来寺相承の実勝方・中性院流の頼瑜の正嫡とな

る頼淳は二十四歳であった。また頼諭から「勸劣向勝不退門広短冊」の作成を遺命され、後に学頭職についた順継は三十六歳であった。

- (30) 『秘鈔口決目録』(大須観音真福寺文庫三八合一四号)。
 (31) 『金澤文庫古文書』十輯識語篇一、六七七・六八三号。
 (32) 『報恩院入壇資』(『統群』二六輯上)。
 (33) 『血脈類集記』第二(『真言宗全書』)。
 (34) 『報恩院入壇資』(『統群』二六輯上)。
 (35) 『血脈類集記』第十一(『真言宗全書』)。
 (36) 『血脈類集記』第十三(『真言宗全書』)。
 (37) 東守宝菩提院三密蔵所蔵同書奥書、一四五函三八号。
 (38) 『宝寿院の聖教』(『密教学会報』一九・二〇合併号、四二頁)。
 (39) 儀海の書写活動やその意義については、阿部泰郎が「真福寺聖教の形成と頼諭の著作―能信を中心とする新義真言教学の伝流―」(『頼諭僧正七百年御遠忌記念論集新義真言教学の研究』)参照。
 (40) 嘉暦三年(一三二八)三月二十一日に実真が熙允に伝法灌頂を受けた時の紹文中に、「幸蒙先師頼縁法印具支灌頂印可」(『金沢文庫古文書』九輯佛事篇下、六六一五号)とある。受法年月は不明だが、正和二年(一三二三)十月から十一月にかけて、三十八歳の実真は「師主法印頼縁御房」本を以て「野道鈔」「野金鈔」「野胎鈔」「野火鈔」を書写しているので(高野山釈迦文院所蔵へ「特別展中世よこはまの学僧 印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―」二六六頁)この頃であろう。
 (41) 『真福寺善本目録 続輯』六〇〇・六七頁。
 (42) 『真福寺善本目録 続輯』一〇三頁。
 (43) 『野澤血脈集』第三(『真言宗全書』)。